

神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成27年3月

神奈川県

目次

第1章 基本事項.....	1
1 趣旨.....	1
2 経緯.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象区域.....	1
5 対象物.....	1
6 処分先.....	2
7 処分期間.....	3
(1) 高濃度PCB廃棄物.....	3
(2) 低濃度PCB廃棄物.....	3
8 その他.....	3
第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量.....	4
1 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量.....	4
第3章 PCB廃棄物の処理の推進方策.....	6
1 PCB廃棄物の処理体制.....	6
(1) 高濃度PCB廃棄物.....	6
(2) 低濃度PCB廃棄物.....	6
2 PCB廃棄物を保管している事業者等、処理事業者及び行政の役割.....	7
(1) PCB廃棄物の保管事業者.....	7
(2) PCBを含んだ機器等の使用事業者.....	8
(3) PCB廃棄物の処理事業者.....	8
(4) 県及び政令市.....	9
3 関係者による連携・協力.....	10
(1) 事業者、県及び政令市による連携・協力.....	10
(2) 広域協議会等における調整・連携.....	10

第1章 基本事項

1 趣旨

この計画は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）第7条に基づく法定計画として、神奈川県循環型社会づくり計画及び国のPCB廃棄物処理基本計画に即して定める、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画である。

2 経緯

- 平成13年7月 PCB特別措置法施行
- ・PCB廃棄物の平成28年7月までの処分
 - ・事業者のPCB廃棄物の保管状況等の届出義務化
- 平成15年4月 国のPCB廃棄物処理基本計画策定
- ・日本環境安全事業(株)(現、中間貯蔵・環境安全事業(株))が全国5箇所に高濃度PCB廃棄物処理施設を整備すること
 - ・東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(一都三県)については、東京PCB廃棄物処理施設で処理すること
- 平成17年11月 東京PCB廃棄物処理施設の処理開始
- 平成18年3月 神奈川県PCB廃棄物処理計画策定
- 平成24年12月 PCB特別措置法施行令の一部改正
- ・平成39年3月まで処分期間延長
- 平成26年6月 国のPCB廃棄物処理基本計画変更
- ・PCB廃棄物の処分先の一部変更
 - ・法定処分期間より前倒しの計画的処理完了期限の設定
 - ・都道府県の新たな取組み等の追加
- 平成27年3月 神奈川県PCB廃棄物処理計画変更

3 計画期間

平成18年4月から平成39年3月まで

〔 PCB特別措置法第10条の規定に基づきPCB特別措置法施行令第3条で定める期間 〕

4 対象区域

県内全域

5 対象物

県内にある、PCB特別措置法第2条第1項に定めるPCB廃棄物(注1)

注1 PCB廃棄物には、PCBあるいはPCBと絶縁油の混合物を封入した廃電気機器、廃PCB、PCBによって汚染されている廃棄物、微量のPCBによって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器などがある。

6 処分先

PCB廃棄物の処分先は、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、表1のとおりとする。

表1 PCB廃棄物の処分先一覧

PCB廃棄物の種類		処分先
高濃度 PCB 廃棄物 (注1)	高圧トランス等、高圧コンデンサ等、PCB油、安定器等・汚染物(一部の小型電気機器に限る)	中間貯蔵・環境安全事業(株) 東京PCB廃棄物処理施設
	一部のコンデンサ	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州PCB廃棄物処理施設
	安定器等・汚染物(中間貯蔵・環境安全事業(株)東京PCB廃棄物処理施設の対象物を除く)	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB廃棄物処理施設
低濃度 PCB 廃棄物 (注2)	低濃度PCB廃棄物(東京電力(株)の柱上トランス及び東京電力(株)の柱上トランス油を除く)	無害化処理認定施設等(注3)
	東京電力(株)の柱上トランス	東京電力(株)TEPCO川崎リサイクルセンター
	東京電力(株)の柱上トランスの油	東京電力(株)TEPCO川崎リサイクルセンター、TEPCO横浜リサイクルセンター及び無害化処理認定施設等

注1 高濃度PCB廃棄物とは、PCBを封入した廃コンデンサ、PCBと絶縁油を混合して封入した廃トランス、廃PCB、感圧複写紙等PCBを意図的に使用したPCB廃棄物で、PCB濃度が5,000mg/kgを超えるものをいう。

注2 低濃度PCB廃棄物とは、PCBを使用していないとする電気機器等であって、微量のPCBによって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器等及びPCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物(微量のPCBによって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器等を除く)をいう。

注3 無害化処理認定施設等とは、環境大臣が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4に基づき無害化処理についての認定を行った施設又は都道府県知事が同法第14条の4に基づき特別管理産業廃棄物処理業の許可及び同法第15条に基づき産業廃棄物処理施設の設置の許可を行った施設をいう。

7 処分期間

(1) 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物は、各PCB廃棄物処理施設の計画的処理完了期限までに処分することとする。

計画的処理完了期限とは、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理施設で処分委託を行う期限のことであり、各施設のPCB廃棄物処理の計画的処理完了期限は表2のとおりである。

表2 計画的処理完了期限

東京PCB廃棄物処理施設	平成35年3月31日まで
北九州PCB廃棄物処理施設	平成31年3月31日まで
北海道PCB廃棄物処理施設	平成36年3月31日まで

なお、特殊な形状や構造などにより処理が容易ではない機器については、事業終了準備期間を設け、各PCB廃棄物処理施設の事業終了準備期間まで処分できるものとする。

事業終了準備期間とは、国のPCB廃棄物処理基本計画において推計された発生量に含まれない廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案して、計画的処理完了期限の後に設けられたものであり、各施設のPCB廃棄物処理の事業終了準備期間は表3のとおりである。

表3 事業終了準備期間

東京PCB廃棄物処理施設	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
北九州PCB廃棄物処理施設	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
北海道PCB廃棄物処理施設	平成36年4月1日から 平成38年3月31日まで

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物は、法定期限である平成39年3月までに処分することとする。

8 その他

本計画は、神奈川県循環型社会づくり計画、国のPCB廃棄物処理基本計画の変更、PCB廃棄物の処理体制の状況等を勘案して、適宜見直すこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量

1 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量

県内で保管されているPCB廃棄物の保管量、PCBを含む使用中の機器等の使用量及び処分見込量は、表4のとおりである。

表4 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量

(平成25年3月31日現在)

種別	単位	保管量 (A) (注1)	使用量 (B) (注1)	処分見込量 (A+B) (注1)
高圧トランス	台	2,901	712	3,613
高圧コンデンサ	台	26,882	607	27,489
低圧トランス	台	22,153	32	22,185
低圧コンデンサ	台	422,992	311	423,303
柱上トランス(注2)	台	112,190	36,192	148,382
安定器	台	580,650	17,258	597,908
PCB	kg	2,200	0.002	2,200
PCBを含む油 柱上トランスの油(注3)を含む	kg	22,689,783	0.30	22,689,783
感圧複写紙	kg	266,411	0	266,411
ウエス	kg	131,183	0	131,183
汚泥	kg	56,270	0	56,270
その他機器(注4) 微量PCB汚染廃電気機器 等(注5)を含む	台	24,723	1,219	25,942
その他(注6)	ℓ	225,331	600	225,931

* 保管及び使用している事業所数の合計は、4,092事業所

注1 保管量及び使用量は、PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計した(柱上トランスの使用量を除く。)。処分見込量は、保管量に将来発生量となる使用量を加えたもの。

また、ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、台数や重量で計上できないものがある。その他、PCB、PCBを含む油、柱上トランスの油、感圧複写紙、ウエス及び汚泥については、体積で計上された分について1リットル=1kgとして重量に換算して集計した。

- 注2 「柱上トランス」とは、微量のPCBが混入した絶縁油を含む、通常電柱上に設置するトランスで、主に東京電力(株)が所有するものをいう。使用量は、同社の調査によるものを含む。
- 注3 「柱上トランスの油」とは、柱上トランスから抜き取った微量のPCBが混入した絶縁油で、主に東京電力(株)が所有するものをいう。
- 注4 「その他機器」とは、PCB(絶縁油との混合物を含む)を絶縁油として使用した機器のうち、高濃度PCBを使用したトランス、コンデンサ、柱上トランス及び安定器を除くものをいう。
- 注5 「微量PCB汚染廃電気機器等」とは、微量のPCBによって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器等で、東京電力(株)の柱上トランス以外のものをいう。
- 注6 「その他」とは、PCBを含む含水廃液、PCBに汚染された金属系の容器や部材等をいう。

第3章 PCB廃棄物の処理の推進方策

1 PCB廃棄物の処理体制

(1) 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物を処理する施設の概要は、表5のとおりである。

表5 中間貯蔵・環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理施設の概要

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業(株)		
施設名称	東京PCB廃棄物処理施設	北九州PCB廃棄物処理施設	北海道PCB廃棄物処理施設
所在地	東京都江東区青海二丁目地先(中央防波堤内側埋立地)	福岡県北九州市若松区響町一丁目62番地24	北海道室蘭市仲町14番地7
敷地面積	約30,000 m ²	約54,000 m ²	約52,600 m ²
施設能力	2.0 トン/日(PCB分解量)	1.5 トン/日(PCB分解量)	12.2 トン/日(安定器等・汚染物量)
処理方式	水熱酸化分解法(注1)	脱塩素化分解法(注2)	プラズマ溶融分解法(注3)

注1 高温、高圧の熱水の中でPCBを炭酸ナトリウムより脱塩素化し、酸素により水、二酸化炭素及び塩化ナトリウムに分解する処理方式

注2 PCBの分子を構成している塩素とアルカリ剤等を反応させてPCBの塩素を水素等に置き換えることによりPCBを分解する処理方式

注3 電気エネルギーにより発生させた高温のプラズマと溶融浴によりPCBを高温熱分解し、二酸化炭素及び塩化水素等に分解する処理方式

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物を処理する無害化処理認定施設等は、平成26年11月11日現在、一都三県では表6の事業者が設置している。全国では22事業者により設置されており、環境省のホームページにおいて公開されている。

表6 一都三県内に設置されている無害化処理認定施設

(平成26年11月11日現在)

事業者名	設置場所	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
JFE環境株式会社	神奈川県横浜市				
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都江東区				
杉田建材株式会社	千葉県市原市				

東京電力(株)の柱上トランス等を処理するPCB廃棄物処理施設の概要は表7のとおりである。

表7 東京電力(株)の柱上トランス等の処理施設の概要

事業者名	東京電力(株)	
施設名称	TEPCO 川崎リサイクルセンター	TEPCO 横浜リサイクルセンター
所在地	神奈川県川崎市川崎区扇島	神奈川県横浜市鶴見区大黒町
敷地面積	31,700 m ²	4,275 m ²
処理能力	低濃度PCB油 6,600ℓ / 日 容器洗浄 140 トン / 日	低濃度PCB油 6,600ℓ / 日
対象物	東京電力(株)が供給区域(注1)で使用していた柱上トランス及び柱上トランスの油	東京電力(株)が県内で使用していた柱上トランスの油
処理方式	脱塩素化分解法 洗浄処理	脱塩素化分解法
事業の時期	低濃度PCB油処理：平成14年10月から平成27年度まで 容器洗浄：平成15年11月から	平成13年10月から平成26年度まで

注1 東京電力(株)の供給区域は、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の一部である。

2 PCB廃棄物を保管している事業者等、処理事業者及び行政の役割

PCB廃棄物の保管事業者、PCBを含んだ機器等の使用事業者、処理事業者並びに県及び政令市(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市)は、それぞれ次の役割を果たすことにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。

(1) PCB廃棄物の保管事業者

ア PCB廃棄物を、漏えい、飛散又は紛失することのないよう適正に保管する。

イ PCB廃棄物の保管及び処分の状況について、PCB特別措置法第8条に基づき毎年度県又は政令市に届け出る。

ウ 高濃度PCB廃棄物については中間貯蔵・環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理施設で計画的処理完了期限までに、低濃度PCB廃棄物については無害化処理認定施設等で平成39年3月までに自らの責任において確実かつ適正に処分する。

なお、東京電力(株)の柱上トランス等については東京電力(株)の処理施設等で平成39年3月までに自らの責任において確実かつ適正に処分する。

エ 特に、多量のPCB廃棄物の保管事業者にあっては、中間貯蔵・環境安

全事業(株)や無害化処理認定施設等の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他処分に関する事項を定めた計画を策定し、当該計画に基づきPCB廃棄物の処分が完了するまでの間、計画的な搬入を行うことに努める。

オ PCB廃棄物の運搬や搬出などのためにやむを得ず機器の分解や解体が必要な場合は、PCBが漏えい、飛散しない方法で実施する。

(2) PCBを含んだ機器等の使用事業者

ア PCBを含んだ機器等を、漏えい、飛散又は紛失しないよう適正に管理する。

イ 平成37年までのPCB使用全廃を定めている「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえてPCBを使用している機器等の使用を中止し、高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理施設の計画的処理完了期限までに、低濃度PCB廃棄物(東京電力(株)の柱上トランスを含む)については、法定期限である平成39年3月までに処分する。

ウ 特に、PCBを含んだ機器等の多量使用事業者にあっては、中間貯蔵・環境安全事業(株)や無害化処理認定施設等の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、計画的にPCBを含んだ機器等の使用を中止し、処分する。

エ PCBを含んだ機器等の使用を中止した場合は、PCB廃棄物となるので、PCB廃棄物の保管及び処分の状況についてPCB特別措置法第8条に基づき毎年度県又は政令市に届け出る。

(3) PCB廃棄物の処理事業者

ア PCB廃棄物の処分事業者

(ア) PCB廃棄物処理施設からの排気、排水などが周辺環境に影響を及ぼすことのないよう施設を整備、維持するとともに、適正な運転管理を行う。

また、周辺大気等を定期的に測定し、周辺環境に影響のないことを確認する。

(イ) PCB廃棄物処理施設の操業状況及び周辺大気等の測定結果を公表するなどの情報公開並びに施設の一般公開などによる広報活動を積極的に行い、PCB廃棄物処理施設の安全性について、地域住民の理解と信頼を得られるよう努める。

(ウ) PCB廃棄物処理施設の稼働期間の延長に際しては、処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検・更新を計画的かつ確実に行う。

イ P C B 廃棄物の収集運搬事業者

(ア) P C B 廃棄物の収集運搬中の漏えい、飛散を防止するため、国が定めた「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(以下「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン等」という。)を遵守するとともに、P C B 廃棄物を処理施設に運搬する場合は、処分事業者が定める受入基準を遵守する。

特に、今回新たに処理することとなった北九州 P C B 廃棄物処理施設及び北海道 P C B 廃棄物処理施設へ収集運搬を行う場合には、地元地方公共団体内における輸送規制を十分確認し、遵守する。

(イ) 車両事故などによる運搬中の P C B 廃棄物の漏えい、飛散に迅速かつ的確に対処するため、P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン等に従い、緊急時の連絡先や必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定め、緊急時の対応を明確にする。

また、P C B 廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、P C B 廃棄物の収集運搬に従事する者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項を教育する。

(4) 県及び政令市

ア 県及び政令市が把握している P C B 廃棄物への対応

(ア) 保管及び処分の状況の届出がされている P C B 廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業(株)または無害化処理認定施設等での円滑な処理を推進するため、未処理事業者が処分期間内に処理できるよう必要な調整、指導を行う。

(イ) 保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業(株)に処理申込の登録をしている高濃度 P C B 廃棄物について、「東京 P C B 廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」(注1)において調整し、計画的な処理の推進を図る。

(ウ) 低濃度 P C B 廃棄物について、無害化処理認定施設等を設置している処分事業者と調整を行うとともに、関係団体と連携し、周知・啓発を行い、円滑な処理の推進を図る。

イ 県及び政令市が把握していない P C B 廃棄物への対応

保管及び処分の状況の届出がされていない P C B 廃棄物について、保管の実態を調査し、事業者に対し届出及び処分期間内の処理等必要な指導を行う。

ウ P C B 使用製品の使用事業者への対応

P C B 使用製品の使用事業者を調査し、使用の中止を促すとともに、処分期間内に処理するよう指導する。

エ 収集運搬事業者及び処分事業者への指導

収集運搬事業者及び処分事業者に対し、P C B 廃棄物の収集運搬及び処分が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、監視及び指導を行う。

オ 県民への情報提供等

県民に対し、P C B 廃棄物の保管事業者からの保管及び処分の状況の届出を毎年公表するなど情報の提供を行い、P C B 廃棄物の処理について県民の理解を深めるよう努める。

カ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成への協力

県は、中小企業者等が保管するP C B 廃棄物の処理にかかる負担を軽減するために設けられた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」(注2)の造成に協力する。

注1 一都三県内のP C B 廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、一都三県並びに埼玉県、千葉県及び神奈川県内の9政令市等で構成する協議会

注2 平成13年度から、国と47都道府県で中小企業者等のP C B 廃棄物の処理にかかる負担を軽減するために造成を行っている。

3 関係者による連携・協力

(1) 事業者、県及び政令市による連携・協力

P C B 廃棄物の保管事業者、P C B を含んだ機器等の使用事業者、収集運搬事業者、処分事業者、県及び政令市は、処分期間内に処理が完了するよう連携し、相互に協力する。

(2) 広域協議会等における調整・連携

ア 東京P C B 廃棄物処理施設での処理にあたっては、一都三県の処理計画や緊急連絡体制など必要な事項について、「東京P C B 廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」において調整し、連携してP C B 廃棄物の計画的な処理を図る。

イ 北九州P C B 廃棄物処理施設及び北海道P C B 廃棄物処理施設を利用する処理にあたっては、関係する都道府県市等による広域協議会等において調整し、連携してP C B 廃棄物の円滑な処理を図る。